

「証券取引法等の一部を改正する法律」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う社債等に関する業務規程等の一部改正について

1. 改正の趣旨

幅広い金融商品についての包括的・横断的な制度の整備を図ること等を内容とする「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号。以下「証取法等改正法」という。)及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 18 年法律第 66 号。以下「証取法等整備法」という。)が成立・公布され、本年 9 月 30 日に施行される。これらの施行に併せて、別紙のとおり「社債等に関する業務規程」及び「社債等に関する業務規程施行規則」の一部を改正することとする。

2. 改正の概要

(1) 短期投資法人債の取扱いについて

証取法等改正法による改正後の「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号)第 139 条の 12 第 1 項に規定する短期投資法人債について、短期社債等として取り扱うこととする。

(2) 証取法等改正法等の施行に伴う規定の整備

証取法等改正法及び証取法等整備法の施行に伴い、所要の規定の整備を行う。

3. 施行日

証取法等改正法の施行の日(平成 19 年 9 月 30 日)から施行する。

以 上